



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年5月24日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：収納課

| 指 摘 事 項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>(1) 収入事務について</p> <p>住宅新築・改修・取得資金貸付金未償還分について、年月が経つにつれ、本人死亡等で更に回収が厳しくなってくるため、早期回収に努められたい。</p> | <p>ご指摘の未償還分の回収につきましては、文書催告や電話連絡、自宅への訪問等を行って債権回収に努めております。その中で債務者等の生活状態・財産状況を把握し、納付相談を行いながら可能な限りの納付要請を進めている状況です。</p> <p>また、本人死亡の場合には、相続人へ連絡をとり同様の対応を行っております。</p> <p>今後も、債務者等の現状確認作業を丁寧に行いながら、未償還金の早期回収に向けて一層の努力を行って参ります。</p> | |
| <p>(2) 支出事務について</p> <p>① 中津市税の完納奨励に関する条例に基づき、令和2年度には18の組合に納税奨励金が支払われている。 山国地域のようにすべての納税組合の解散事例もあることから、今後、更に積極的に口座振替等を推進し、納税組合の在り方について見直しを検討するよう求める。</p> <p>② 市税滞納整理指導員委託業務として、毎月支払いを行っているが、履行確認の資料がなかった。 委託料の支払いは、原則、債務の履行を確認した後の支払いが基本であるので、確実な履行確認に努められたい。</p> | <p>ご指摘の件につきまして、納税組合長及び組合員に対して口座振替等の推進をお願いするなどし、他の納付方法についても周知を行いながら納税組合の削減を進めて参ります。</p> <p>ご指摘の件につきまして、出勤確認と口頭での報告により履行確認としておりました。 令和4年4月からは、指導事項を記載した実績報告書を毎週提出してもらい履行確認を行うように改めました。 また、令和5年度の契約からは、履行確認に関する項目を仕様書に明記いたします。 なお、令和3年度からは課の滞納整理能力を見極めながら指導回数を削減した契約に見直しており、今後も収納課全体でスキルアップに努め、滞納整理事務の向上に努めて参ります。</p> | |

(3)その他

4名で共有している固定資産税滞納処分のインターネット公売にかかる落札代金のうち、徴収金を引いた残余金を共有者4名で按分し、返還すべきところ、3名分について返還できていない状況である。

未だ返還ができていない3名について、早期の返還を行うよう求める。

ご指摘の件につきましては、公売対象の登記名義人相続人（4名）に対し配達証明郵便を発送し、残余金の発生と返還を通知いたしました。

しかしながら、3名については受け取りが完了したものの、1名については送達できず保管期間経過により返戻されている状況です。

さらに、文書を受け取られた3名のうち1名については、相続分である661,450円の残余金返還請求がなされ支払いも完了しています。

本件は中津市空家等対策事業等にかかる物件であったため、公売前から登記名義人の相続人との連絡が取れない状況が続いておりました。未だ支払いが完了していない3名につきましても引き続き調査・連絡を行い、残余金の早期返還が達成できるように努めて参ります。

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：人権・同和対策課

| 指摘事項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(1) 支出事務について</p> <p>① 教養学級やふれあい学級等の参加人数、開催時間等を記載した実績報告の添付がない。 報償費は役務の提供等に対する純粋な謝礼で、財務会計伝票上は写真添付等の必要はないが、役務の履行確認を行う上では、他の事業同様に実施報告書の詳細な内容記載と実施写真の添付が必要であると考えます。</p> <p>② 講師謝礼の金額が1時間当たり2,500円となっているが、金額の根拠を示されたい。 支出根拠は、法令、契約、請求書その他関係書類に基づいたものでなければならず（中津市会計事務規則第35条）、独自基準により支出する場合は内規等に明文化することが必要である。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>令和2年度からの長期継続契約の見積執行を令和元年度の3月に行っている。 また、4/1午前0時からの履行が必要な警備委託業務において、4/1に委託契約を結んでいるため、4/1午前0時からの業務履行に問題が生じている。次回契約時は4/1付契約を避けた長期継続契約とされたい。</p> <p>(3) その他</p> <p>市内出張命令簿1ヶ月分の月日・時間～走行距離までを全てパソコン入力している。 出先職場のため課長の決裁印はまとめてもらうことになったとしても、今後はその都度記載し、主幹（文化センターであればセンター長）の決裁をもらうよう事務処理を改められたい。</p> | <p>今回の指摘を受け、今後は他事業と同様の実績報告書を作成し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>今回の指摘を受け、中津市会計事務規則第35条に基づき、支出根拠を明文化し適正な事務処理に努めます。</p> <p>今回の指摘を受け、「中津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」を遵守し、次回契約時は4月1日付契約を避け、年度途中から長期継続契約を締結します。</p> <p>今回の指摘を受け、今後は市内出張命令簿をその都度記載し、主幹もしくはセンター長までの決裁をもらうように改めます。</p> | |